

質問者各位

社会福祉法人横浜やまびこの里
横浜市発達障害者支援センター
センター長 関水 実

平成 20 年 12 月 1 日

横浜市発達障害者支援モデル事業 募集要項について(回答書)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、当法人の事業につきましては、格段のご理解とご協力をいただきありがとうございます。

この度は、横浜市発達障害者支援モデル事業（募集要項）に関する質問書をご提出いただきありがとうございました。ご提出いただいた全質問と回答を以下のとおり、お知らせいたします。

1. 募集要項について

○2(1)実施機関について（募集要項 P1）

【質問 1】 個人開業のクリニックなのですが、申請できますか。

【回答 1】 残念ですが対象外です。対象となるのは法人格のある機関となります。

【質問 2】 当法人は、昨年 7 月に障害をお持ちの方々の就労支援を目的として設立されました。高齢者施設の洗濯場の作業委託を受け、知的障害者 1 名を雇用し、支援職員とともに本年 3 月まで実施しました。平成 20 年 4 月より、自立支援法の事業を開始しています。このような場合は、活動実績に該当しますか。

【回答 2】 該当します。横浜市内で実施されている活動であれば、活動内容は問いません。

○2(2) 事業内容について（募集要項 P1）

【質問】 モデル事業の 3 つの視点（家族支援、地域支援、社会参加・就労支援）について、モデル事業の企画書は、3 つの視点のいずれかを中心に企画すればよろしいでしょうか。

【回答】 3 つの視点すべてに対して、事業実施する必要はありません。1 つの視点に絞って企画してもよいですし、複数の視点を合わせた企画内容でも構いません。

○6 ヒアリングの実施について（募集要項 P2）

【質問】 ヒアリング当日の資料ですが、5 日に提出した企画書でのヒアリングのみでしょうか。それとも、別にパワーポイントなどを用いた説明などをしてよろしいのでしょうか。その際、機材（パソコン、プロジェクター、スクリーンなど）のご用意はしていただけるのでしょうか。

【回答】機材の用意はいたしませんので企画書を使って説明してください。当日説明いただく内容は、企画書本文に含めていただくようお願いいたします。

○9 助成金対象経費について（募集要項 P3）

【質問 1】 専門従事者 1 名は手当を出しても良いのか。

【回答 1】 構いません。対象とされる経費は、発達障害者支援モデル事業の実施に必要な人件費、謝金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、賃借料、備品購入費などです（P.3 9「助成金支給額」、P.9（6）「その他 エ」を参照してください）。

【質問 2】 20 年度予算に残高が生じた場合、21 年度の事業に繰り越す事は可能か。

【回答 2】 基本的には可能です。事業計画の変更などにより、残金が予算書と大きく異なる場合については、協議が必要になることがあります。

【質問 3】 対象経費に挙げられている諸費用に配分規制はありますか。

【回答 3】 ありません。

○10(1)イ 事業担当者の経歴・資格等について（募集要項 P3）

【質問】 事業をやる場合、専門的な人がいなければならないですか。

【回答】 発達障害児者支援について熱意がある人であれば、経歴・資格は問いません（P.3 の 10（1）イ「経歴・資格等」を参照してください）。発達障害に関する専門的な知識や支援技術については、発達障害者支援マネージャーが要請するモデル事業者連絡会議や研修会などで、情報交換が可能です。

また、発達障害者支援センター及び発達障害者支援マネージャーから発達障害や障害福祉に関する情報提供や助言が受けられます。必要な場合には、企画書の中に記載してください（P.7 の 1（2）エ（ウ）「発達障害者支援センター及び発達障害者支援マネージャーとの関係について」を参照してください）。

○10(1)ウ 事業担当者及び事業責任者について（募集要項 P3）

【質問】 事業責任者と担当者を別に定めた場合、本来事業責任者の役割とされる、連絡調整役、企画・推進委員会への報告、モデル事業者連絡会議及び研修の参加について、事業担当者の代理出席が可能か。

【回答】 事業責任者の監督・指導の下であれば、代理出席が可能です。そのような場合の具体的な役割分担については、企画書の中で提案してください（P.7 の 1（2）エ（イ）「事業担当者及び事業責任者の配置について」を参照してください）。

○10(2)モデル事業の対象について（募集要項 P3）

【質問 1】 横浜市の事業として考え、公的機関へ募集をしても良いのですか。

【回答1】 構いません。募集方法について、企画書の中でご提案ください。

【質問2】 学齢期の児童生徒に対する支援の場合、学校との連携が不可欠ですが、このモデル事業実施に関して、横浜市側から市内学校（幼稚園・保育園）等への告知活動及び協力依頼はされるのでしょうか。

【回答2】 学齢期の場合には、こども青少年局や横浜市教育委員会などの関係機関に協力を依頼していきます。また、モデル事業の意義を考えると、既存の行政ネットワークに加えて、独自のネットワークによる募集や広報も大切になってきます。独自に想定されている連携機関や募集方法も、是非、企画書の中で提案してください。

○10(3)モデル事業者連絡会議及び研修への参加について（募集要項 P3）

【質問1】 モデル事業者連絡会議及び研修の頻度は。

【回答1】 モデル事業者連絡会議は月1回の開催予定です。また研修については、それぞれのモデル事業者と情報交換後、事業内容や事業担当者の研修ニーズに応じて、企画・実施する予定です。

【質問2】 モデル事業者連絡会議及び研修の時期（日程がわかりましたら）お教えいただくと助かります。

【回答2】 第1回のモデル事業者連絡会議は、1月下旬～2月初旬を予定しています。また、それぞれの事業者と日程調整の上、開催します。また研修も同様です。

2. 企画書について

○1(2)ア 法人概要について（募集要項 P7）

【質問1】 パンフレットの添付で、有効でしょうか。

【回答1】 企画書本文を補足するものとして添付していただいて構いません。A4サイズでないものについては、A4の用紙にコピーした上で添付いただくか、原本を15部添付してください。

【質問2】 運営・収支の状況は県提出の事業報告書等が必要ですか。

【回答2】 概要が分かるもので構いません。また、補足するものとして事業報告書を添付していただいて構いません。A4サイズでないものについては、A4の用紙にコピーした上で添付いただくか、原本を15部添付してください。

【質問3】 「法人運営・収支の状況」に関して、提出する書類としては、何を提出すればよいのでしょうか。

【回答3】概要の分かるものを企画書本文に含めてください。また、補足資料を添付していただき構いません。A4サイズでないものについては、A4の用紙にコピーした上で添付いただくか、原本を15部添付してください。参考までに、1カ年の財務状況（社会福祉法人の場合）を添付します。

歳入		歳出	
科目	決算額(千円)	科目	決算額(千円)
介護報酬収入		人件費支出	
利用料収入		事務費支出	
その他の事業収入		事業費支出	
経常経費補助金収入		借入金利息支出	
寄附金収入		固定資産取得支出	
雑収入		借入金元金償還金支出	
借入金利息補助金収入		積立金積立支出	
受取利息配当金収入			
借入金元金償還補助金収入			
その他の収入			
計		計	
		当期収支差額	
		当期末繰越金残高	
		当期末積立金残高	

○1(2)イ 発達障害児者に対するこれまでの取り組みについて（募集要項 P7）

【質問】参考資料として、当事業所の事業概要の添付は、可能でしょうか。

【回答】企画書本文を補足するものとして添付していただき構いません。A4サイズでないものについては、A4の用紙にコピーした上で添付いただくか、原本を15部添付してください。

○1(2)エ (ア)実施内容と実施スケジュールについて（募集要項 P7）

【質問1】あくまでもこれから実施する内容でよいのか、それとも今までやっている内容でなければならないのか。

【回答1】どちらでも構いません。ただし、これまでの取り組みが、すでに他の助成金対象となっている場合には、これから実施する内容を中心に提案してください。

【質問2】3年間で事業を立ち上げるのか、それとも1年間位なのか。

【回答2】事業実施期間は2カ年です。また、助成金支給決定後（1月初旬）、すぐに事業開始していただくことになります。

○1(2)オ 予算書について（募集要項 P7）

【質問】A4判の横の書式でも構いませんか。(法人内で現に使用している書式がA4横版なので)

【回答】構いません。A4以外の書式の場合は、A4の用紙にコピーした上で添付いただくか、原本を15部添付してください。

○5(2)無効となるプロポーザルについて(募集要項P8)

【質問】参考資料の添付は、不適合の条件又は、記載すべき事項以外の内容となりますでしょうか。

【回答】参考資料の添付は無効となりませんが、提案内容は企画書本文に含めていただくようお願いいたします。またA4サイズでないものについては、A4の用紙にコピーした上で添付いただくか、原本を15部添付してください。

○5(6)イ プロポーザルの提出について(募集要項P9)

【質問】「プロポーザルの提出は、1者につき1案のみ」とありますが、この場合の「1者」とは「1法人」を指すのでしょうか。弊法人の場合、学校法人なのですが、法人内にいくつかの事業部門(幼稚園から大学まで)があり、その部門ごとの提出は可能でしょうか。

【回答】1者とは、1実施機関にあたります。よって、1法人を指します。